

貫してとらえてきた要素であって、それへの論及なくしては、かれの思想を具体的状況のもとで把握したとはいえないであろう。

(A5判 二八一頁 一九七六年二月 東京大学出版会 二七〇〇円)

(早稲田大学教授)

Eric Bournazel

*Le gouvernement capétien au
XII^e siècle, 1108-1180.*

*Structures sociales et mutations
institutionnelles.*

江川 温

一一、一二世紀のカペー朝は歴史研究のテーマとしてはきわめて地味なものである。この時期の諸王はイール・ド・フランスを中心とした国王直轄支配圏(カペー家領邦)の拡大と安定化、直轄領の経営改善等の地道な努力を重ねつつ、全王国に対する封建的宗主権の主張を維持して一三世紀の飛躍に備えていた。これらの基本的諸政策は既にリュシユール、フォートイユ、パコー等によって定式化されているといってもよい。しかるにこの時期の統治の具体的なあり方については多くのことが不明のままである。

一九六五年にルマリニエは『カペー朝初期の国王統治』*Le gouvernement royal aux premiers temps capétiens (987-1108)* を著し、国王文書の文書学的検討を通じて一一世紀の王政の実質を明らかにしようとした。その結果国王の中央行政の一一世紀における変動がある程度明確となった。すなわち一一世紀を通じて国王文書副署人は司教及び領邦君主、フランキアの伯といった高級貴族層からイール・ド・フランスを中心とする地域の城主、騎士

等の層へ下降してゆくのであるが、一一世紀末から新しいカテゴリーとしての国王大官(グラン・ゾフィシエ)——セネシャル、コネタブル、シャンブリエ、プーティエ——が大量に登場して国王文書副署人の中核となる。これらの国王大官はイール・ド・フランスの大小の城主層及び騎士の世界の出自であって、王権は彼らを通じてイール・ド・フランスをより強固に掌握する。ルマリニエはかかる基礎の上に立った王権が一二世紀にその支配をさらに強化してゆくことを展望して、その研究を一一〇八年でうち切っていた。今回筆者が書評の対象とするブルナゼルの『一二世紀におけるカペー朝の統治』は扱対象及び時代からいえばこのルマリニエの研究の続篇ともみることができよう。しかるにその方法においてはブルナゼルはルマリニエを超えることをめざしている。

著者は序説で、本書の目的を、一二世紀カペー王権の統治の方法、組織、人物を明らかにすることによって一二世紀末から一三世紀にかけての制度的大変革の起源を探ることと規定する。その研究の手続きは次の通りである。①まず一二世紀の国王側近を構成した人物を正確に把握する、②彼らをグループとしてイール・ド・フランス社会史の中に位置づける、③これらの研究成果を、中央行政機構としての「宮廷」の制度史と結合させる、④一二世紀末の制度変革、より具体的には国王顧問会議の発生に、これらの集団が果たした役割を考察する、以上である。本書の四つの章がこれらの研究手続きに対応している。以下、章ごとに著者の述べるところを要約する。

第一章では国王の周りに常時従っていた人間集団を把握しようとする。ルマリニエはかつて同様の目的で、国王文書から副署、証人リストその他の、その文書発給時における王の傍らでの「臨在」(La présence auprès du roi)を示す証拠を収集した。ブルナゼルはこの方法を貴重なものとして評価し、基本的には継承するわけであるが、その際一二世紀の正式文書において特定の語句 *Astantibus, Presentibus, Viventibus de palatio quorum...* に導かれた国王大官の副署については、これが既に形式化した「擬署名」になっている可能性があるため、現実の「臨在」の証拠としては採用しない。事実既に一一一四年において上述の書式による国王大官四名の副署があるにも拘らず、別にわざわざその場に居合わせたものとして国王大官一名の名が挙げられている例があるのである。このような限定を加えると、文書発給時の「臨在」者を明示した国王文書は全体の中の割合が比較的低く、一一五〇—一五五年以降はほとんど見られない。そこで著者は補助手段として、国王文書の中の「某の嘆願により」「某のために」といった「王に対する影響力を示す書式」に注目する。これらはそれ自体では国王側近であることの証明にはならない。しかしこれら影響力を示す書式から抽出される人物と、時おり現れる「臨在」を示す書式が指し示す人物とが一致した時に、初めて一定の結論が導かれる。一一五五年以降については、上述の事情のために、年代記、寺院文書その他の史料を併用して総合的に判断する。こうして得られた結果を社会カテゴリーに従って分類し、時代順に整序する。

そこから次のような結論が導かれる。ルマリニエが一一世紀に

ついて確立した大きな結論のいくつかは一二世紀にも妥当する。

国王側近の社会水準は一二世紀に入っても上昇することはない。たしかに時おり司教、修道院長、世俗高級貴族を代表するものが、個別に、あるいは集団で王の傍らに現れていることがあるが、サン・ドニ修道院長シュジェルを別とすればこれらは例外的現象である。真の国王側近を構成しているのは社会的により均質なグループである。ルイ六世時代は何よりもまず国王大官が側近の中で大きな役割を演じている。しかしこれと並んで小姓、国王礼拝堂付司祭等の下級の宮廷役人を輩出しているもうひとつのグループが存在しており、ルイ七世時代に入っても一二世紀半ばまでは両グループが併存する。一一五〇年を境に国王大官職は名門城主、領邦諸侯といった高級貴族層の手に移るが、それと同時にこれら国王大官はしだいに国王側近に参加することが稀になる。かくて先述のもうひとつのグループが現実の国王側近の中核となるのである。ここで著者は、一二世紀前半の国王大官たちとその下に位置づけられるグループとは社会的出自においても差があるだろうか、という問題を提起して第二章に入る。

第二章は未開拓の領域である一二世紀イール・ド・フランス社会史に挑んだ野心的試みである。著者はまず「一世紀末—一二世紀初の国王大官職を独占した三大家系——モンレリーロシュフオール家、ガurlランド家、サンリス家——の出自を辿るところから始める。この系譜学的実証の可否を論ずることは筆者のよくないところではないが、そこから次のような結論が導かれる。モンレリーロシュフオール家がフランキアの「第一次城主層」

に属するのに対し、ガurlランド、サンリスの両家は城砦騎士、都市騎士の世界に起源をもつ。都市騎士とはシテに居住し、都市に付属する防塞設備の守護の任に当たった騎士であり、著者はかかる存在が一一、一二世紀の北仏都市に広く見られることを強調する。国王がしばしば滞在した都市ではこれらの騎士は国王の直臣となった。著者はこうした都市騎士ないし城砦騎士で国王の直臣となったものを「国王騎士」と呼ぶ。フィリップ一世時代の末期からルイ六世時代の大多数の国王役人はこうした国王騎士の出自であった。ガurlランドやサンリスの家は国王の特別の信任を受けて過去とあまりにも対照的な高位に上昇したのであるが、著者によれば十二世紀においても彼らは単なる騎士の家系と多く縁組しており、彼らと古い城主層との通婚関係が一般化するのはい二世紀末からである、とされる。ただ著者自身の叙述の中にも一二世紀前半における国王騎士家系と城主家系の通婚関係はいくつか現れており、前述の傾向はそれほど明確な形で読みとり得るのだろうかという疑問が残る。

次に著者は三大家系の家産を問題にする。これらはいずれも土地財産、バン領主権、上級封主権などから成っている。しかしガurlランドやサンリスの場合、たとえ城を保有していても一二世紀後半にならなければドミヌス・カストリーと呼ばれないのに対し、モンレリーロシュフオール家及びその他の古い城主家系はい一世紀に既にドミヌス・カストリーないしそれに類する称号で呼ばれていることを著者は指摘する。では保有する城のドミヌスないしセニョルと呼ばれる場合と然らざる場合とでは支配権にいかなる質的な差があるのか。著者は残念ながらその点を明確にせず、

古くからのドミヌス・カストリーを門閥貴族とみなし騎士をこれに對置しているに過ぎない。次に古い城主家系がその家族の追福の場として祈禱院を建立し保持しているのに対し、サンリス、ガurlランドのような家はこれら祈禱院の建立者となることはなく、寄進者としてのみ現れる。またガurlランドやサンリス一族はしばしば都市に居住し、そこに家屋や店舗すら保有していた。彼らはこうした都市との接触に即応した先進性を持っており、所領経営のあり方もきわめて革新的である。さらに特徴的なのは彼らの家産の中には自主地を見出し得ないことである。彼らは家産のほとんどを王から受けており、それゆえに古い城主層よりもはるかに王に忠誠を尽くした。王権は門閥城主層と對抗関係にあり、これら國王騎士を重用するのは当然であった。著者によれば國王大官はおそらくアンリ一世時代からこうした國王騎士層の中から選ばれたのであり、モンレリー、ロシユフオール家がセネシャルになつたことは一二世紀前半までの時期においてはひとつの例外に過ぎない。かくて著者は、國王大官を一般的にイール・ド・フランスの城主、騎士層に結びつけたルマリニエの見解に鋭く對立することになる。

次いで著者はフィリップ一世時代からルイ七世時代までの宮廷下級役人や無称号の聖俗の側近たちについて家系及び家産の研究を行い、彼らがガurlランドやサンリスと同様に國王騎士の世界に属することを検証せんとする。ここでは著者の努力にも拘らず史料の乏しさから不詳のままに残される部分も多い。彼らが騎士の世界に属することは凡そ解るが、彼らの家系と王権との古くからの関係については必ずしも明確ではない。著者はさらに彼らの、

パリ商業との密接な関わりを指摘する。最後に著者は、一二世紀を通じて國王側近の恒常的メンバーを構成したのはこの國王騎士の出自の者であったとして第二章を結ぶ。

第三章は國王大官職の制度史を中心に据えつつ、「宮廷」全体の構造的変化を把握しようとする。かつてリュニェールは「カペー王政はその本質においてカロリング王政の延長である」という彼の根本命題に立脚しつつ、カロリング期の宮廷機構を一二世紀に投影し、諸大官職に明確に専門分化した職務を帰属させた。

〔初期カペー朝治下におけるフランス君主制度史』*Histoire des institutions monarchiques de la France sous les premiers capétiens*, 1891〕。しかし著者はこのような方法を斥けて、一二世紀前半の史料が与える限りでの國王大官像を検討する。その結果、一二世紀前半においてセネシャル、プーティエ、コネタブル、ジャンブリエ、ジャンスリエがそれぞれ専門分化した職務を持っていたという命題は何ら裏付けのないものとして否定される。ただ彼らはより下級の宮廷役人の諸グループに對しそれぞれ統率権を持っていたらしい。ここにある程度の専門分化の芽を見出すことはできるが、全体として彼らは特定業務を担当する行政官ではなく、むしろ國王に近侍するものの集團のリーダーとしての性格が強い。

この國王近侍者の集團を著者は史料の語に従って「國王ファミリア」と呼び、その社会的性格をかつてデュビーイが北仏貴族社会の分析の中で検出した「若党」(ユヴェネス)に類するものとする。すなわち彼らは主君としての國王の成功に与かろうとする

国王騎士の集団である。またこの集団構成員の規則的収入は国王の貨幣封及び国王司教座、国王修道院の司教、院長の貨幣封であった。すなわち彼らは種々の教会団体のファミリアに属しつつ国王のファミリアにも属しているのである。さらに著者はこの国王ファミリア構成員の法的地位の問題に論を進め、一二世紀前半の相続や身分に関する訴訟事件の史料を根拠に彼らが隸属民起源であることを実証しようとする。しかしここでは実証が不十分な上に、著者の論理に混乱が見られる。たとえばルイ六世の側近としてしばしば現れるアンリ・ル・ロランは一一二一年に、父方の血統からして隸属民であるという密告を受け、王の前で父と祖父が自由人であったという宣誓を行なって承認された。著者はここから、一二世紀前半においても「国王近臣のひとりに対し、隸属身分であると告発することは不可能でも馬鹿げたことでもなかった」という命題をひきだしている。これは全く奇妙な論理である。隸属身分であれば国王騎士としてふさわしくないという当時の身分觀念があったからこそ、密告は密告たりえたのではなからうか。アンリの父方の身分が本当は何であったにせよ、国王騎士は法的な意味での隸属身分とは両立し難いものになっていたと考えざるべきであろう。もちろんファミリアという表現が一二世紀においても「緊密な従属」を示したという指摘は筆者にも異論はない。しかし、そうした従属の紐帯のあり方という政治的、社会的な問題を直ちに自由民―隸属民という法的身分の問題に結びつけることには賛成できない。

ともあれ著者は、かかるものとしての国王ファミリアの一体性は一二世紀初から、国王大官職がもつ社会的威信の上昇とそれに

伴う職の争奪の激化によってしだいに破壊されてゆくとする。すなわちモンレリーロシュフォールのような門閥貴族がセネシャル職を求め、あるいはガurlランド、サンリスのような家が国王大官職の独占や世襲を狙う。国王はこうした傾向に対し、一一二七年以降新しい政策で対処した。それは国王大官職の権限を明確化しつつ制限を加えてゆき、ついにはその権限を空洞化させる、あるいは特定の職を空席のままに保つというものであった。その結果、国王大官職は名譽職化すると共に、その最も家内的な性格が強調されるようになる。たとえばセネシャル職とは今や王の食卓でパンを切り皿を運ぶことであって、職務というより儀礼的役割となる。一二世紀後半以降高級貴族がこうした国王大官職を取得したことは、王権の実力と威信の増大により、彼らが王との繋がり回復を求めて王政の儀式に参加してきたことを意味する。一方、国王大官職が名目化したことによって、統治と宮中の家政とが漠然と融合していた古き宮廷の一体性は破壊された。実質的な統治の仕事は国王ファミリアの中から新たに抬頭してきた側近グループに委ねられる。

第四章は国王顧問会議の発生を扱う。一般に国王顧問会議の誕生は一三ないし一四世紀のこととされてきた。それは国王封臣會議の特殊化したもので、封臣義務のひとつである助言（コンシリウム）の義務に起源を持つものだろうというのである。この国王顧問會議の発生過程を一二世紀に、より明確な形で検証しようというのが著者の意図である。まず一一、一二世紀カペー朝諸王はいかなる人びとからいかなる形で助言を徴していたかが問題にな

る。この時代にはカロリング期のプラキトゥムの伝統をひく「国王集会」が存在していたことで史家は一致している。しかるに一二世紀前半までは、これに参加した聖俗貴族たちの数と地理的広がりから見てこれらの集会の決定の効力は限定されたものであったであろうし、多くは政治的意味を持たない儀礼的集会に過ぎなかった。それゆえ国王集会は決して重要な助言徴集の場ではなかったのである。この時期の国王の主要な助言者は第一章において輪郭を与えられた恒常的側近グループであり、時に応じてペラテイニー、クリアレス、ファミリアレス等の語で呼ばれている。著者はここで、宮廷（ペラテイウム）に属する役人（ペラテイニー）と封臣会議（クリア）に属する臣下（ブロケレス、フィデレス）というフリッシュユヤリユンシュールの対比を批判して、史料はこれらの語をそれほど歴然と区別して用いていないことを指摘する。国王側近はたしかに宮廷役人としての面をもち、また封臣でもある。しかし著者は国王側近グループの性格と起源をよりよく示す語としてファミリアレスの呼称を用いる。一二世紀前半においてファミリアレスは主として国王大官を指したが、世紀半ばには国王騎士、国王聖職者にも用いられる。かかるファミリアレスこそ同時代人によって真の顧問官とみなされていたのである。

一二世紀後半に入ると王権は王国全体に対する優越性を主張し、また王国全体に影響を及ぼすような諸政策をとり始める。そのため前述の国王集会もいまや大諸侯を始めとする多数の参加者——彼らは国王文書においてもはやブロケレス（首長たち）ではなくパロネス（封臣たち）と呼ばれる——を得ることになる。しかしここで集会参加者に求められているのは助言ではなく王の政策に

対する支持と協賛に過ぎない。国王と共にこれらの集会を準備し梓づけていったのはやはりファミリアレスであった。この語はいまや国王大官に替わって側近の中核となった幾人かに用いられるに至る。

これと同時期にペラテイウム、ドムス、クリア等かつて漠然と宮廷を指した術語はしだいに整理され、ペラテイウムが宮廷の建造物、ドムスが建造物の他に王寮（オテル・ル・ロワ）を意味するようになるのに対し、クリアは政治的、司法的機関としての宮廷を意味するに至る（家政と統治の分離）。そしてまさしくこの時期に王の顧問会議（コンシリウム）という機関の存在が国王文書の中で言及されるようになる。この顧問会議構成員こそまたクリアを主導した人びとであり、それがファミリアレスに他ならない。かくて顧問会議の発生は一二世紀後半の宮廷の巨大な制度的変革に結びついていたと著者は結論する。ただこの第四章は用語例の展示に終始した観があり、実証はいささか弱体である。政治史の分析と結びつけばより説得力を持ち得たのではなからうかともあれ著者はこうした制度的変革の起源にサン・ドニ修道院長シュジェルの果たした役割やパリの学校におけるローマ法研究の影響などを想定してこの章を結んでいる。

結論の章で著者は論旨をもう一度要約すると共に次の点を強調する。すなわち一二世紀後半に王権が再び諸侯の注目の的となり高級貴族が王との接触を求めてきた時にも、彼は国王騎士・国王聖職者らのファミリアレスに対する信任を変えず、統治の実務を彼らに委ねたのである。著者はこの点にカペー王権の最大の賢明

さを見出している。一二世紀末から一三世紀には王権は高級貴族とより深く持続的な紐帯をとり結ぶようになり、かつての国王騎士の末裔は外に冒険の場を求めなければならなくなる。しかしまさにこの時期から別の新しい集団が国王顧問会議を主導するようになる。かくて「法曹家（レジスト）の時代が来た」と述べて著者は筆を置いてゐる。

以上、ブルナセルの行論に従ってその論旨を紹介し、併せて筆者の意見を述べてきた。本書には主として史料制約に起因するところの危うさがところどころに感じられ、その幾つかは既に指摘した。が、この書にはそれを補って余りある魅力がある。それはひとつには通説に大胆に且つ論争的に挑戦してゆく著者の姿勢であり、それが本書を勝れて問題提起的な書としている。この書の出現によって一二世紀カペー朝の統治機構の中心に國王大官職を据えてきた通説的理解は根本的再検討を迫られるであろう。いまひとつの魅力は、統治機構とその中であつた人間集団を、あくまでも一二世紀という時代全体の中において理解しようとする著者の方法である。その結果制度史は最近の一二世紀社会史、

さらには文化史の成果と結合されなければならない。都市騎士の問題、パリのローマ法学者と国王側近の人脈関係等の興味深い副産物がこうした方法から生まれ出た。だが本書のテーマに最も直接に関わるのは第二章、第三章において輪郭を与えられた国王騎士、その集合としての国王ファミリアという存在であろう。彼らは何よりも国王に緊密に従属するものであり、直属小封臣であると共に家産的役人として活動する。彼らはおそらく一、一二世紀において宮廷官職のみならずプレヴォ等の地域行政官職の主要な担い手ではなかつたらうか。その場合にはカペー朝の統治における彼らの役割は、神聖ローマ帝国シュタウファー朝の帝國家人層のそれにも比すべきものといえよう。フランスの他の領邦の統治機構にもかかる集団を見出しうるのであるうか。

いずれにせよフランス封建社会の政治権力構造を考える者にとっては、以後この書を避けて通ることはできないであろう。なお著者ブルナセルはリモージュ大学法経学部助教授である。

(一八八頁 一九七五年 Limoges, Presse Universitaires de France)
(京都大学大学院生)